

埼玉県森林科学館条例

平成六年三月三十一日
条例第二十四号

- 改正 平成 九年 三月二八日 条例第三三 平成一五年 三月一八日 条例第三九号
号
平成一七年 三月二九日 条例第六三 平成一七年 七月一二日 条例第八六号
号
平成二六年 三月二七日 条例第二号 平成三一年 三月一九日 条例第二号

埼玉県森林科学館条例をここに公布する。

埼玉県森林科学館条例

(設置)

- 第一条 県民が森林及び林業について学習する機会を設けることにより、県民の森林及び林業の役割に関する理解を深め、もって林業の振興を図るため、埼玉県森林科学館（以下「森林科学館」という。）を秩父市津川字サルイチ四百四十七番地に設置する。
一部改正〔平成一七年条例六三号・八六号〕

(業務)

- 第二条 森林科学館は、次に掲げる業務を行う。
一 森林及び林業に関する資料の展示に関すること。
二 展示室、木工工作室及び学習室並びに附属設備の利用に関すること。
三 その他森林科学館の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(休館日等)

- 第三条 森林科学館の休館日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日とする。
2 森林科学館の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。
3 前二項の規定にかかわらず、知事は、事情により、臨時に休館日を定め、又は開館時間を変更することができる。

(利用の許可)

- 第四条 第二条第二号に掲げる施設のうち次に掲げる施設及びその附属設備（以下「許可施設等」という。）を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 木工工作室
二 第一学習室
三 第二学習室

- 2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。
一 森林科学館の管理上支障があると認められるとき。
二 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
三 その他森林科学館の設置の目的に反すると認められるとき。
3 知事は、第一項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。
一部改正〔平成一七年条例六三号〕

(利用期間)

- 第五条 許可施設等を引き続き利用することができる期間は、五日とする。ただし、知事は、事情によりこれを変更することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

- 第六条 第四条第一項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び知事の指示)

- 第七条 知事は、森林科学館の利用者の遵守事項を定め、及び森林科学館の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用条件の変更、停止及び許可の取消し)

- 第八条 知事は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は森林科学館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- 一 第四条第三項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。
二 第六条の規定に違反したとき。
三 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

- 2 県は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。
追加〔平成一七年条例六三号〕

(原状回復)

- 第九条 利用権利者は、その利用を終わったときは、速やかに当該許可施設等を原状に復しななければならない。前条第一項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。
一部改正〔平成一七年条例六三号〕

(損害賠償)

- 第十条 森林科学館の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に森林科学館の施設、設備若しくは展示物を損傷し、又は森林科学館の物品を紛失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。
一部改正〔平成一七年条例六三号〕

(立入りの禁止等)

- 第十一条 知事は、森林科学館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、森林科学館からの退去を命ずることができる。
一部改正〔平成一七年条例六三号〕

(指定管理者による管理)

- 第十二条 知事は、森林科学館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定によ

り、森林科学館の各号に掲げられた業務のうち、指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、

- 1 指定するもの（以下「指定管理者」という。）の維持管理に関する業務
- 2 指定するもの（以下「指定管理業務」という。）を行う場合に、これらの規定の適用については、これらの規定中「県」とあるのは「県又は指定管理者」とする。

（指定管理者の指定の手続）

第十條 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするもの

- 2 指定するもの（以下「指定管理業務」という。）を行う場合に、これらの規定の適用については、これらの規定中「県」とあるのは「県又は指定管理者」とする。
- 3 指定するもの（以下「指定管理業務」という。）を行う場合に、これらの規定の適用については、これらの規定中「県」とあるのは「県又は指定管理者」とする。

（指定管理者の公表等）

第十條 指定管理者の指定をしなければならぬときは、当該指定管理者の名称及び主たる事

- 2 指定するもの（以下「指定管理業務」という。）を行う場合に、これらの規定の適用については、これらの規定中「県」とあるのは「県又は指定管理者」とする。
- 3 指定するもの（以下「指定管理業務」という。）を行う場合に、これらの規定の適用については、これらの規定中「県」とあるのは「県又は指定管理者」とする。

（管理の基準等）

第十一條 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- 2 指定するもの（以下「指定管理業務」という。）を行う場合に、これらの規定の適用については、これらの規定中「県」とあるのは「県又は指定管理者」とする。
- 3 指定するもの（以下「指定管理業務」という。）を行う場合に、これらの規定の適用については、これらの規定中「県」とあるのは「県又は指定管理者」とする。

（指定の取消し等）

第十二條 指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指

- 2 指定するもの（以下「指定管理業務」という。）を行う場合に、これらの規定の適用については、これらの規定中「県」とあるのは「県又は指定管理者」とする。
- 3 指定するもの（以下「指定管理業務」という。）を行う場合に、これらの規定の適用については、これらの規定中「県」とあるのは「県又は指定管理者」とする。

（指定管理者による施設の現状変更等）

第十三條 指定管理者は、森林科学館の施設の改修、増設その他の知事が別に定める現状

- 2 指定するもの（以下「指定管理業務」という。）を行う場合に、これらの規定の適用については、これらの規定中「県」とあるのは「県又は指定管理者」とする。
- 3 指定するもの（以下「指定管理業務」という。）を行う場合に、これらの規定の適用については、これらの規定中「県」とあるのは「県又は指定管理者」とする。

（利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定）

第十四條 知事は、法第二百四十四條の二第八項の規定により、指定管理者に森林科学館

- 2 指定するもの（以下「指定管理業務」という。）を行う場合に、これらの規定の適用については、これらの規定中「県」とあるのは「県又は指定管理者」とする。
- 3 指定するもの（以下「指定管理業務」という。）を行う場合に、これらの規定の適用については、これらの規定中「県」とあるのは「県又は指定管理者」とする。

（利用料金の納付等）

第十五條 利用権者は、前条第二項の規定により指定管理者が定めた利用料金を納期限

- 2 指定するもの（以下「指定管理業務」という。）を行う場合に、これらの規定の適用については、これらの規定中「県」とあるのは「県又は指定管理者」とする。
- 3 指定するもの（以下「指定管理業務」という。）を行う場合に、これらの規定の適用については、これらの規定中「県」とあるのは「県又は指定管理者」とする。

（利用料金の減免）

第二十条 指定管理者は、利用権利者が公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため許可施設等を利用する場合で、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成一七年条例六三号〕

(利用料金の返還)

第二十一条 指定管理者が收受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。

- 一 森林科学館の管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。
- 二 利用権利者の責めに帰ることができない理由により、許可施設等を利用することができないとき。

一部改正〔平成一七年条例六三号〕

(委任)

第二十二条 この条例に定めるもののほか、森林科学館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一七年条例六三号〕

附 則

この条例は、平成六年六月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月二十八日条例第三十三号)

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に許可の申請があった利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成十五年三月十八日条例第三十九号)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年三月二十九日条例第六十三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次項の規定 公布の日
- 二 第一条の改正規定 平成十七年四月一日

(準備行為)

- 2 改正後の埼玉県森林科学館条例(以下「新条例」という。)第十二条第一項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新条例第十二条第一項、第十三条及び第十四条第一項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 新条例第十九条から第二十一条までの規定は、施行日以後に許可の申請のあった利用については、なお従前の例による。
- 4 指定管理者に埼玉県森林科学館の管理を行わせるときは、施行日以前に改正前の埼玉県森林科学館条例の規定により知事がした利用の許可その他の処分(施行日以後の利用に係るものに限る。)又は知事に対してされた申請その他の行為(施行日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。)は、施行日以後における新条例の適用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成十七年七月十二日条例第八十六号)

この条例は、(中略)公布の日から施行する。

附 則 (平成二十六年三月二十七日条例第二号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定(利用料金に係る条例の規定を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に領収する使用料その他の歳入(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。)の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成三十一年三月十九日条例第二号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定(利用料金に係る条例の規定を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に領収する使用料その他の歳入(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。)の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

別表(第十八条関係)

施設の種類	利用料金		
	午前	午後	一日
木工工作室	一、七七〇円以下	二、三六〇円以下	四、一二〇円以下
第一学習室	二、四六〇円以下	三、二八〇円以下	五、七四〇円以下
第二学習室	八八〇円以下	一、一八〇円以下	二、〇五〇円以下

備考 午前とは午前九時から正午まで、午後とは午後一時から午後五時まで、一日とは午前九時から午後五時までをいう。

一部改正〔平成九年条例三三号・一七年六三号・二六年二号・三一年二号〕